

# 大分県報

平成二十八年  
号外（二六）  
三月三十日

（水曜日）

## 目次

### 規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………一

### 〇規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

### 大分県規則第十二号

#### 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十七条の二・第三十八条」に、「第四十四条」を「第四十三条の二・第四十四条」に改める。

第二十一条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条第一号中「登録者をいう」の下に、「以下同じ」を、「通いサービス、」の下に「条例第四百四十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（規則）

第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用者」を「通いサービスを利用する者」に改め、「通いサービス、」の下に「条例第四百四十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条第四号中「通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び」を「通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに」に改め、「通いサービス、」の下に「条例第四百四十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第八章第二節第三十八条の前に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第三十七条の二 条例第四百四十九条の二の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第四百四十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）の合計数に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第四百四十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条

の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第四百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第四百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九章第二節第四十四条の前に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）  
**第四十三条の二** 条例第五百九十九条の二の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第四百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第四百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通過しサービスを利用する者の数並びに条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第四百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。